

平成29年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

目 次

第1編 市町村税の概要

一 市町村税の現況

- 1 税率の採用状況
- 2 税目別の状況
 - (1) 市町村民税
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 市町村たばこ税
 - (5) 都市計画税
 - (6) 国民健康保険税（料）
- 3 決算等の状況

第2編 総 括 資 料

一 市町村民税

平成29年度	市町村民税等の納税義務者数等
平成29年度	個人の市町村民税の納税義務者数等
平成29年度	個人の市町村民税の所得割額等
平成29年度	所得種類別の算出税額
平成29年度分	に係る所得控除等の人員等
平成29年度	個人の県民税の所得割額等
平成29年度	市町村民税の特別徴収義務者数等
平成29年度	青色申告者及び事業専従者の状況
平成29年度	控除対象配偶者及び扶養親族の人員別納税義務者数
平成29年度	市町村税の徴収に要する経費等

二 固定資産税

平成29年度	固定資産税の納税義務者数（法定免税点以上のもの）
平成29年度	固定資産税の課税標準額及び構成比（法定免税点以上のもの）
平成29年度	固定資産（土地）の地積
平成29年度	固定資産（土地）の決定価格等
平成29年度	固定資産（土地）の筆数
平成29年度	市街化区域農地の状況
平成30年度	固定資産（土地）に係る提示平均価額
平成29年度	木造家屋の状況
平成29年度	非木造家屋の状況
平成29年度	固定資産（家屋）の変動状況（木造家屋）
平成29年度	固定資産（家屋）の変動状況（非木造家屋）

平成２９年度	固定資産（家屋）に係る対前年度比較（木造家屋）
平成２９年度	固定資産（家屋）に係る対前年度比較（非木造家屋）
平成２９年度	固定資産（家屋）の課税標準額等（法定免税点以上のもの）
平成２９年度	固定資産（家屋）の軽減税額等
平成２９年度	固定資産（償却資産）の所有者別状況（法定免税点以上のもの）
平成２９年度	固定資産（償却資産）の決定者別状況（法定免税点以上のもの）
平成２９年度	固定資産（償却資産）の市町村長が価格等を決定したものにおける課税標準の特例規定の適用状況
平成２９年度	固定資産（償却資産）の段階別納税義務者数
平成２９年度	固定資産（償却資産）の段階別課税標準額
平成２９年度	国有資産等所在市町村交付金の交付額
平成２９年度	国有資産等所在市町村交付金の台帳価格等

三 軽自動車税

平成２９年度	軽自動車の種類別課税台数
--------	--------------

四 特別土地保有税

平成２８年度	特別土地保有税の徴収実績等
--------	---------------

五 都市計画税

平成２９年度	都市計画税の状況
平成２９年度	都市計画税の地積等（法定免税点以上のもの）
平成２９年度	都市計画税の決定価格等（法定免税点以上のもの）

六 国民健康保険税（料）

平成２８年度	国民健康保険税（料）の状況
平成２８年度	国民健康保険税（料）の実績等

第３編 付 属 資 料

一	平成２８年度	市町村税の税目別決算額
二	平成２８年度	地方譲与税の対前年度比較
三	平成２９年度	普通交付税基準財政収入額

第 1 編

市町村税の概要

一 市町村税の現況

市町村税は、その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される普通税と特定の費用に充てるために課される目的税から構成されている。

本県の市町村では、普通税として市町村民税と固定資産税を2本柱に、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税を課税している。

一方、目的税については、入湯税（奈良市、大和郡山市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村）、事業所税（奈良市）及び都市計画税（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町）の3税目が課税されている。

国民健康保険税については、国民健康保険料を賦課している奈良市、天理市、香芝市を除く36市町村で課税されている。

本県においては、法定外税（地方税法に定められた税目以外に、条例により新設された税目）を課税している団体はない。

平成28年度決算における市町村税課税総額（現年課税分調定済額）は、対前年度比で0.1ポイント減少し、税目別内訳は第1表に示すとおりである。主な要因として、市町村民税の減少が挙げられる。

（平成29年3月31日現在）

第1表 市町村税課税総額（現年課税分調定済額）

（単位：千円、％）

	平成27年度	平成28年度	比率	対比 B/A
	A	B		
一 普通税	159,416,053	159,595,078		100.1
1. 市町村民税	82,253,580	81,092,100	47.9	98.6
2. 固定資産税	67,095,329	68,192,386	40.3	101.6
3. 軽自動車税	2,270,455	2,750,670	1.6	121.2
4. 市町村たばこ税	7,796,689	7,559,922	4.5	97.0
5. 特別土地保有税	0	0	-	-
二 目的税	9,481,376	9,605,393		101.3
1. 入湯税	41,187	41,291	0.0	100.3
2. 事業所税	942,308	973,546	0.6	103.3
3. 都市計画税	8,497,881	8,590,556	5.1	101.1
合 計	168,897,429	169,200,471	100.0	100.2
国民健康保険税	20,285,226	19,790,643		97.6
国民健康保険料	11,534,482	11,180,930		96.9

【出典：地方財政状況調査】

1. 税率の採用状況

（1）市町村民税

個人の均等割、所得割及び法人の均等割については、県内の全市町村が標準税率を採用している。

法人税割については次のとおり。

◇ 制限税率の12.1％を採用しているのは、奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町・高取町・明日香村の10市2町1村。

◇ 不均一課税により、資本金1,000万円を超えるものに12.1％、資本金1,000万円以下のものに9.7％の税率を採用しているのは、葛城市・王寺町・大淀町・下市町の1市3町。

◇ その他の市町村においては、標準税率の9.7％を採用している。

（2）固定資産税

固定資産税で超過税率を採用しているのは、平群町（1.58％）、十津川村（1.6％）、下北山村・上北山村（1.65％）の1町3村で、その他の市町村は標準税率の1.4％を採用している。

（3）都市計画税

都市計画税を課税している団体の税率は、斑鳩町（0.15％）、五條市・御所市・平群町・三郷町・田原本町・王寺町（0.2％）、奈良市・大和高田市（0.25％）、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市（0.3％[制限税率]）となっている。

（平成29年4月1日現在）

平成29年度 市町村民税等の税率

市町村名	市 町 村 民 税											国 定 税 資 産 税	釐 産 税		入 湯 税	事業所税		都 計 画 税	市 税	市町村名		
	個 人		法 人										法人税割	二百万円以下		左欄以外	資 産 割				従業者割	
	均等割	所得割	均 法 人 の 区 分 (地 方 税 法 第 3 1 2 条 第 1 項)																			
			第9号	第8号	第7号	第6号	第5号	第4号	第3号	第2号	第1号											
	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	%	%	円	円	%	%			
奈良市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4			150	600	0.25	0.25	奈良市		
大和高田市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4						0.25	大和高田市		
大和郡山市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4			150			0.30	大和郡山市		
天理市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.30	天理市		
橿原市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4			150			0.30	橿原市		
桜井市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.30	桜井市		
五條市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.20	五條市		
御所市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.20	御所市		
生駒市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0	150			0.30	生駒市		
香芝市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0					香芝市		
葛城市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	1000万円以下9.7 超す場合12.1		1.4	0.7	1.0	150			葛城市		
宇陀市	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0					宇陀市		
山添村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							山添村		
平群町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.58			150			0.20	平群町		
三郷町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4			150			0.20	三郷町		
斑鳩町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4						0.15	斑鳩町		
安堵町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							安堵町		
川西町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4							川西町		
三宅町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							三宅町		
田原本町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150			0.20	田原本町		
曽爾村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0					曽爾村		
御杖村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0					御杖村		
高取町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4							高取町		
明日香村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4							明日香村		
上牧町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150				上牧町		
王寺町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	1000万円以下9.7 超す場合12.1		1.4	0.7	1.0	150		0.20	王寺町		
広陵町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							広陵町		
河合町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							河合町		
吉野町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4			100				吉野町		
大淀町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	1000万円以下9.7 超す場合12.1		1.4						大淀町		
下市町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	1000万円以下9.7 超す場合12.1		1.4	0.7	1.0	100			下市町		
黒滝村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0					黒滝村		
天川村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	100				天川村		
野迫川村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150				野迫川村		
十津川村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.6	0.7	1.0	150				十津川村		
下北山村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.65	0.7	1.0	150				下北山村		
上北山村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.65	0.7	1.0	100				上北山村		
川上村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150				川上村		
東吉野村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150				東吉野村		

【出典：平成29年度市町村税の税率等の調（平成29年4月1日現在）】

<参考>

標準税率	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150	600	0.25	—	標準税率
制限税率	—	—	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	12.1	—	0.9	1.2	—	—	—	0.30	制限税率

2. 税目別の状況

(1) 市町村民税

① 納税義務者数

市町村民税の納税義務者数は、個人・法人とも増加しており、対前年度比1.1%～2.1%の増となっている。

第3表 納税義務者数の動向

(単位：人、%)

	H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
均 等 割 (個 人)	618,720	625,230	6,510	1.1
所 得 割	560,530	567,010	6,480	1.2
均 等 割 (法 人)	26,039	26,581	542	2.1
法 人 税 割	25,900	26,367	467	1.8

【出典：課税状況等調（各年7月1日現在）】

② 所得割額

所得割額は、対前年度比0.4%の増となっており、「給与所得者」、「営業等所得者」及び「農業所得者」における増加（対前年度比0.5%～94.6%の増）が影響している。

第4表 所得割額の動向

(単位：千円、%)

	H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
給 与 所 得 者	55,309,218	55,568,901	259,683	0.5
営 業 等 所 得 者	2,930,667	3,009,070	78,403	2.7
農 業 所 得 者	60,599	117,901	57,302	94.6
そ の 他 の 所 得 者	6,673,386	6,671,735	▲ 1,651	0.0
分離譲渡所得等を有する者	3,141,440	2,987,481	▲ 153,959	▲ 4.9
合 計	68,115,310	68,355,088	239,778	0.4

【出典：課税状況等調（各年7月1日現在）】

③ 法人税割額

法人税割額は、対前年度比17.0%の減となっている。

第5表 法人税割額の動向

(単位：千円、%)

	H 2 7 ①	H 2 8 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
法 人 税 割 額	7,199,836	5,976,660	▲ 1,223,176	▲ 17.0

【出典：課税状況等調（各年7月1日現在）】

(2) 固定資産税

① 納税義務者数（法定免税点以上のもの）

固定資産税の納税義務者数は、土地・家屋・償却資産とも増加しており、対前年度比0.5%～10.1%の増となっている。

第6表 納税義務者数の動向

(単位：人、%)

	H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
土 地	399,155	401,145	1,990	0.5
家 屋	437,954	440,266	2,312	0.5
償 却 資 産	9,581	10,550	969	10.1
計	846,690	851,961	5,271	0.6

【出典：概要調査（各年4月1日現在）】

②土地及び家屋の面積（評価総地積、総床面積）

土地の評価総地積は、田で若干の減少があり、全体で対前年度比0.1%の減となっている。

土地の地目別構成割合は、全国と比較すると山林の割合が高い。

家屋の総床面積は、全体で対前年度比で増減無しとなっている。

家屋の構造別構成割合は、全国と比較すると木造家屋の割合が高い。

第7表 土地・家屋の面積の動向

(単位：km²、%)

		H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①	構 成 割 合		
						H 2 8	H 2 9	全国(H28)
土 地	田	187	186	▲ 1	▲ 0.5	13.6	13.5	16.0
	畑	80	80	0	0.0	5.8	5.8	14.8
	宅 地	153	153	0	0.0	11.1	11.1	10.4
	山 林	878	878	0	0.0	63.7	63.8	49.2
	そ の 他	80	80	0	0.0	5.8	5.8	9.6
	計	1,378	1,377	▲ 1	▲ 0.1	100.0	100.0	100.0
家 屋	木 造	50	50	0	0.0	57.5	57.5	49.7
	非木造	37	37	0	0.0	42.5	42.5	50.3
	計	87	87	0	0.0	100.0	100.0	100.0

【出典：概要調書（各年4月1日現在）】

③課税標準額

平成29年度の固定資産税の課税標準額は、全体では対前年度比1.5%の増となっている。

課税客体の構成割合は、土地・家屋・償却資産で概ね41：44：15で、全国と比較すると本県は償却資産の割合が低く、土地・家屋の割合が高い。

第8表 課税標準額の動向

(単位：億円、%)

		H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①	構 成 割 合		
						H 2 8	H 2 9	全国(H28)
土 地		20,514	20,486	▲ 28	▲ 0.1	41.8	41.1	38.8
家 屋		21,495	22,019	524	2.4	43.8	44.2	42.9
償 却 資 産		7,081	7,298	217	3.1	14.4	14.7	18.3
	計	49,090	49,803	713	1.5	100.0	100.0	100.0

【出典：概要調書（各年4月1日現在）】

(3) 軽自動車税

軽自動車税の課税台数は、対前年度比0.5%の減となっている。

第9表 軽自動車税の動向

(単位：台、%)

	H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
課 税 台 数	497,237	494,744	▲ 2,493	▲ 0.5

【出典：課税状況等調（各年7月1日現在）】

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税の平成27年度の調定済額（決算額）は、対前年度比3.0%の減となっている。

第10表 市町村たばこ税の動向

(単位：千円、%)

	H 2 7 ①	H 2 8 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
調 定 済 額	7,796,689	7,559,922	▲ 236,767	▲ 3.0

【出典：地方財政状況調査】

(5) 都市計画税

都市計画税を課している団体は、9市4町（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町）の13団体である。この他、平群町は平成3年度から課税を凍結している。

課税区域面積は、対前年度比で増減無しとなっている。

納税義務者数は、対前年度比で、土地及び家屋ともに増となっている。

課税標準額は、対前年度比で、土地が減、家屋が増となっている。

第11表 都市計画税の動向

(単位：億円、%)

		H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
課税区域面積(千㎡)		102,595	102,616	21	0.0
納税義務者数 (人)	土地	234,807	236,030	1,223	0.5
	家屋	272,953	274,558	1,605	0.6
課税標準額	土地	18,703	18,685	▲ 18	▲ 0.1
	家屋	14,245	14,602	357	2.5

【出典：都市計画税に関する調（各年4月1日現在）】

(6) 国民健康保険税（料）

加入者の状況は、加入世帯数が対前年度比3.0%の減、被保険者数は4.8%の減となっている。

課税総額は、いずれの区分においても対前年度比で減少となっている。

第12表 国民健康保険税（料）の動向

(単位：世帯、人、%)

			H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
加入者の状況	世帯数	A	204,840	198,724	▲ 6,116	▲ 3.0
	被保険者数	B	351,918	334,987	▲ 16,931	▲ 4.8
加入1世帯当たり 被保険者数 B/A			1.7	1.7	▲ 0.0	▲ 1.9

【出典：課税状況等調（各年3月31日現在）】

第13表 課税総額の動向

(単位：千円、%)

		H 2 8 ①	H 2 9 ②	増減 ③ ②－①	増減率 ③／①
基礎課税分		23,266,078	22,596,829	▲ 669,249	▲ 2.9
後期高齢者支援金等課税分		6,365,992	6,258,226	▲ 107,766	▲ 1.7
介護納付金課税分		2,451,371	2,386,815	▲ 64,556	▲ 2.6

【出典：課税状況等調（各年3月31日現在）】

3. 決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

徴収率は、現年課税分は99.1%（対前年度比0.1%の増）、滞納繰越分は21.6%（対前年度比4.3%の減）、合計徴収率は95.4%（対前年度比0.5%の増）となった。厳しい納税環境のなか、合計徴収率において前年度を上回ることができた。

しかしながら、全国平均（平成28年度：現年課税分99.1%、滞納繰越分26.5%、合計96.6%）と比較すると、依然として低い水準にあり更なる徴収努力がもとめられる。

